

神戸民報

121年5月1日第3種郵便物認可・特別承認新聞紙第87号

相続と遺言

昨年度好評につき第2回!
元気なうちにできることを!

南足柄市社会福祉協議会
議会主催の「南足柄あんしんセンター講演会」が2月8日、市中公民館(同市生駒)で開かれる。参加者募集中。

テーマは「相続と遺言」。講師は神奈川県立高齢者支援センターの内嶋順一弁護士。参加無料で手話通訳あり。

超高齢化社会を迎えている中、シニア世代は「終活」や「老い支度」に关心を寄せている。相続と遺言をめぐり、いざというときに大変な思いをしないため、事前にどんな準備が必要か。講演会では基本的な知識や手続きの流れ、注意点が分かりやすく説明される。

相続を取り扱う民法は1980年の改正以降、大きな見直しがなかつたが、40年近くを経て2018年に大幅に改正された。改正民法は今年1月から段階的に施行されており、講演会は、詳しい内容を知る上で役立つ。同じテーマの講演会は昨年度にも開かれ、好評だった。主催者は

日時 令和2年2月8日(土)午後2時~4時
会場 中部公民館 第1室
電話番号 73-1575, FAX 74-3276
ホームページ <http://www.minanisyakkyo.or.jp/>

上記をご覧ください。お車にてお越しの方は、駐車場に限りがありますので、
1市5町で活動する福

南足柄市社会福祉協議会
議会主催の「南足柄あんしんセンター講演会」が2月8日、市中公民館(同市生駒)で開かれる。参加者募集中。

テーマは「相続と遺言」。講師は神奈川県立高齢者支援センターの内嶋順一弁護士。参加無料で手話通訳あり。

超高齢化社会を迎えている中、シニア世代は「終活」や「老い支度」に关心を寄せている。相続と遺言をめぐり、いざというときに大変な思いをしないため、事前にどんな準備が必要か。講演会では基本的な知識や手続きの流れ、注意点が分かりやすく説明される。

相続を取り扱う民法は1980年の改正以降、大きな見直しがなかつたが、40年近くを経て2018年に大幅に改正された。改正民法は今年1月から段階的に施行されており、講演会は、詳しい内容を知る上で役立つ。同じテーマの講演会は昨年度にも開かれ、好評だった。主催者は

内嶋弁護士が講演 2月開催

社 南足柄市
協

「初めての人はもちろん、『聞いたことがない』『聞いたことがある』『ださく』と呼びかけている。会場は同公民館講堂、開催時間は午後2時から同4時。希望者は、市社会福祉協議会ホームページ(<http://www.minanisyakkyo.or.jp/>)の「お問合せ」フォームから、または電話かファックスで申し込み。

申込み・問い合わせ
せば、あんしんセンター事務局の同社協(☎ 0465-73-1575)へ。

令和2年1月17日(金)